

公益財団法人泉屋博古館 理事、監事及び評議員に対する報酬支給基準規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人泉屋博古館定款（以下「定款」という。）第13条及び第27条の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員報酬

(報酬の支給)

第2条 役員報酬は、理事又は監事が常勤である場合のみ、支給する。

- 2 前項で定める者に対する報酬額は、1人あたり年額2千万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。
- 3 前項で決定された金額は、毎月振り込みにより支給する。

第3章 理事会及び評議員会出席謝金

(支給対象)

第3条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、出席謝金を支給する。

(支給金額)

第4条 出席謝金の金額は、1回あたり5万円を越えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第5条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振り込みまたは現金で支給する。

第4章 役員に対するその他の報酬

(その他の報酬)

第6条 役員が別途理事長より博物館評価委員に指名され、評価委員会に出席したときは、1回につき5万円を限度として出席者金を支払うことができる。但し理事会および評議員会出席謝金とは重複支給しない。

- 2 役員が、当財団が発行する紀要・図録その他の書籍に執筆したときは、通常第三者が執筆したときに支払われる原稿料に相当する金額を限度として原稿料を支払うことができる。

第5章 規程の変更

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

沿革

平成22年6月1日 制定

平成26年3月開催の定時評議員会終結のときから一部変更

平成31年3月開催の定時評議員会終結のときから一部変更